

窓の向こうへ

わたしも あなたも大切なんだ



窓の向こうへ

わたしも あなたも大切なんだ

この教材の目的

このビデオは「人権」を自分の問題として、
また日常の問題として考える機会となるように制作したものです。

世の中に溢れる、たくさんの窓。
その窓の向こうには、それぞれの生活や人生があります。
それぞれの窓の向こうで、
それぞれの思いを抱えて暮らしています。

それぞれの窓の向こうには
普段は痛みを隠している人、
自分が抱える重い荷物に気付いていない人、
他の人の痛みや重荷に気付いていない人々があります。

インターネットでつながった窓の向こうにも、
様々な人生があります。

もし、あなたが何かの問題に直面しているのなら、
自分のことを大切に、誰かにそのことを伝えてみてください。
もし、自分とは縁遠い話だと感じているのなら、
窓の向こうにいる一人一人の思いに、目を向けてみてください。

窓の向こうへ。
わたしもあなたも大切なんだ。

ビデオの構成とあらすじ

36分

Chapter 1 オープニング 約 2分

それぞれの窓

大学生の拓海は、勉学に、趣味にバイトにと忙しい日々の中、インターネットのライブ配信で日々感じたことを発信している。10人ほどの仲間が、いつも拓海のことを訪ねてきている。

Chapter 2 犯罪被害者やその家族の人権 約 12分

閉ざされた窓 - ドラマと解説 -

配信中の話題は、先日起った「通り魔事件」。会話は次第に被害者の女子中学生に問題があったかのような方向に。その推移を心配そうに見守る女性リスナーのピアノ。配信後、ピアノは、拓海に連絡をとり、自身が受けたある被害のことを語る…。

Chapter 3 ヤングケアラー 約 11分

見過ごされる窓 - ドラマと解説 -

拓海は、近所の公園で、弟を連れて買い物袋を持っている顔見知りの小学生 玲奈と出会い声をかける。その後、配信で「お手伝いをするえらい子がいて」と報告。するとリスナーの1人が「その子、ヤングケアラーじゃない?」と告げる。

Chapter 4 インターネットによる人権侵害 約 8分

無防備な窓 - ドラマと解説 -

テレビで「通り魔事件」の被害者の両親が胸中を語る取材が放映され、ネット上での批判の矛先は「被害者に問題がある」と発言した方へ。拓海は、自分の発言を思い出し呆然とする…。

Chapter 5 エンディング 約 3分

窓の向こうへ

友達と遊びに行く楽しそうな玲奈と出会う拓海。玲奈「先生に話してみた」拓海「よかった。家族のことだけじゃなく、玲奈ちゃん自身のことも大切にしましょね」。頷いて、明るく駆け出す玲奈。手を振る拓海。



DVDには

<全編再生のボタン> <各チャプターだけを再生できるボタン>

<オープニング、エンディングを含むエピソードごとの再生ボタン>があります。

必要に応じた視聴が可能です。

活用の仕方

このビデオは人権学習だけではなく、放課後子供教室スタッフのための研修、家庭教育やボランティア活動など幅広い場面で活用できるように構成しています。全編再生の他、テーマごとに視聴できます。

ワークシートの手引

ビデオの視聴後、この手引のP12のワークシート「視聴後に 書きとめよう 話し合ってみよう」を活用できます。

主人公の設定について

主人公は早川拓海^{たくみ}・大学1年生。いろいろなことに興味があって、アウトドアやスポーツ、鉄道やアニメ、サブカル系など幅広く楽しんでいます。そんな趣味の広さを売りに、ライブ配信を始めました。リスナーたちとのやり取りの中から、いろいろな問題が浮かびあがります。インターネットの「窓」を通じたコミュニケーションにより拓海は成長していきます。



各テーマの学習ポイント

テーマごとの視聴もできます。(P13参照)

Chapter 1 それぞれの窓 オープニング

「窓」を中心にした様々な人々の物語のはじまり。主人公の拓海を紹介します。



Chapter 2 閉ざされた窓 犯罪被害者や その家族の人権

通り魔事件の被害者とその家族が受けた被害、さらに、リスナーの女性が20年近く前に受けた性被害を描き、犯罪被害者とその家族にどのように寄り添えばよいのかを考えます。被害者支援都民センターの相談支援室長の解説が入ります。

(性暴力に関する話が含まれています。)



Chapter 3 見過ごされる窓 ヤングケアラー

家事や家族の世話などを担い、学業や友人関係などに影響が出てしまうこともあるヤングケアラー。周囲からは「お手伝いをするえらい子」と見過ごされがちです。また自分がヤングケアラーだと気づきづらいことがあります。拓海が目線から、周りの人の気づき方や寄り添い方を考えます。ヤングケアラーの支援を行う団体の方の解説が入ります。



Chapter 4 無防備な窓 インターネットによる 人権侵害

拓海たちがインターネット上で悪気なく発信したことが誹謗・中傷にあたり、逆に自分たちが不特定多数の匿名の人々から非難される様子を描き、ネット上の人権侵害を学びます。ネットを含むメディアリテラシー教育に詳しい大学教授の解説が入ります。



Chapter 5 窓の向こうへ エンディング

ヤングケアラーである玲奈が、拓海との交流を通じて自分が抱えていた問題に気付いて周囲に相談した結果、子供らしい時間を過ごせるようになった場面を描きます。またラストには、視聴者への学びのメッセージを届けます。



閉ざされた窓

ある日の配信中。今日の話題は、先日起こった「通り魔事件」について。会話は次第に被害者の女子中学生に問題があったかのような方向に。その推移を心配そうに見守る女性リスナーのピアノ(33)。配信後、ピアノは拓海に連絡をとり、自身が受けたある被害のことを語る…。



※性暴力に関する話が含まれています。講座の受講者の中に当事者がいる可能性がありますので、配慮が必要です。

犯罪被害者やその家族の痛み

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害のほかに、稼ぎ手が失われることにより収入が途絶え、生活ができないといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

犯罪被害者やその家族の人権 解説者



阿久津照美さん

公益社団法人
被害者支援都民センター
相談支援室長

犯罪被害にあった人に対して

励ましやアドバイスは被害者にとって負担になることがある。まずは話を「聴く」ことで被害者の気持ちに寄り添う存在になってほしい

「どういう気持ちでいるのか」「どういうことで困っているのか」を「聴く」ことが大切

被害の状況を聞くことは聞いた方も衝撃を受けるので、無理のない範囲で続けてほしい

956

＜二次的被害とは＞

犯罪被害者やご家族が、被害後に周囲の心無い言葉や態度などでさらに傷つけられることを二次的被害と呼びます。社会全体に「被害者にも落ち度がある」といった誤った認識、偏見があり、時には被害者を責める言動が見られることがあります。特に性被害においてこういった言動があらわれることが多く、被害者は被害自体を誰にも話せない、被害申告できないという状況になってしまうというのが性被害のひとつの特徴です。家族など近い人は、大切な人が被害にあって動揺し、憤りや無念さを被害者本人にぶつけてしまうことがあります。そもそも被害者は被害後の反応として自責感を持つものですが、周囲の対応次第ではそれを更に強めることになりかねません。

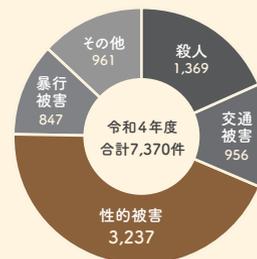
また、慰めてあげたい、気持ちを軽くしてあげたいという思いから「早く忘れた方がいい」「気持ちを切り替えて頑張る」などの声を掛けることがあります。これは被害者の心情に添わず、逆効果になることが多いです。被害者に対しては「責めないで気持ちに寄り添い話を聞く」ことが大切です。

(参考:公益社団法人被害者支援都民センター)

＜犯罪被害者やその家族への支援＞

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が被害者の回復への一助となります。被害者及びその家族の人たちの立場に立て考え、支援することが大切です。

東京都総合相談窓口
相談件数別犯罪種類別内訳



(出典:東京都総務局人権部)

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/R5siryou2.pdf>



＜性犯罪・性暴力の被害者＞

性被害は犯罪被害別の相談件数が最も多く、男女問わず誰もが被害者になりえます。被害の深刻さにもかかわらず、多くが誰にも相談できていません。

＜法律・条例＞

- ・被害者団体等が、犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況等を訴え続けた結果、社会的な関心が高まり、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。
- ・東京都は、犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくため、令和2(2020)年に「東京都犯罪被害者等支援条例」を施行しました。この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

(出典:東京都の人権課題 犯罪被害者やその家族の人権問題)

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/minna/kadai_9/index.html



見過ごされる窓

拓海は、近所の公園で、弟を連れて買い物袋を持っている顔見知りの小学生 玲奈と会い声をかける。その後、配信中で「お手伝いをするえらい子がいて」と報告。するとリスナーの1人が「その子、ヤングケアラーじゃない?」

※講座の受講者の中に当事者がいることがあり得ます。配慮が必要です。



ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族のお世話などを日常的に行っている18歳未満の子供のことをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
障がいや病気のある子どもだいの世話や見守りをしている
目を離せない家族の見守りや声かけなどの気がかりをしている
日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している
がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

(出典:子ども家庭庁ホームページ) <https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/#about>

ヤングケアラー 解説者



田中悠美子さん

一般社団法人
ケアラーワークス代表理事
ヤングケアラーへの相談支援や、ケアラー同士の支え合い・ネットワークづくりを行っている

「お手伝い」はとても良いこと。でもその負担によって心身や生活のバランスが崩れてしまうことが問題。宿題ができない、居眠りしてしまう、遊びや趣味ができない、受験や進路選びの時に影響が出る…など

決して特別な存在ではなく、ケアが当たり前になっていると、自分自身も、周りも気付かないことも多い

ヤングケアラーかなと思う子供に対して、本人や家族のことを決して責めたり否定しないで、その子の気持ちに寄り添ったり、専門家に相談してほしい

ヤングケアラーの実態調査

令和2～3年度の厚生労働省の調査では、小学6年生の約15人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答したという結果になっています。またその子供たちにその頻度について質問すると、半数近くが「ほぼ毎日」世話をしているという結果になっています。



(参考:子ども家庭庁ホームページ)
<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/#about>

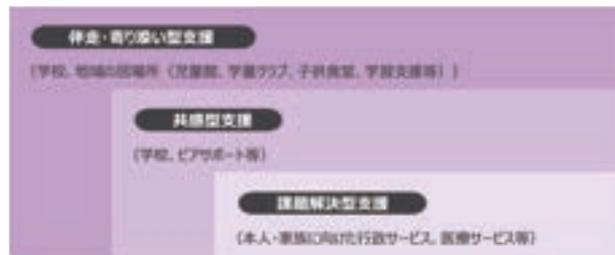


子供の気持ちに寄り添うこと

子供は、大切な家族が責められたり悪く思われることを強く恐れています。大切なのは、子供に詰問することではなく、子供にとって信頼できる大人ができること、「いつでも聴くからね」という言葉や態度でのメッセージを投げかけ続けることです。そうしてヤングケアラーの状況にある子供たちや家族に「気付く」ことから、教育や医療、介護福祉などさまざまな機関が連携し、その家族と「つながって」、そして「支援する」「見守る」へと進んでいきます。

具体的にどう「支援」していくのか、いろいろなアプローチがあります。

困っていることなど、問題を解決するというアプローチがひとつ。ドラマの中の事例のように、子供が養護の先生に相談したことから支援につながり、ホームヘルパーの派遣や、保護者への就労支援といった解決策を講じることもそのひとつです。一方、例えばその子の精神的な悩みを聴くことや、共感できる仲間づくり、進路の相談に乗るなど継続的に、子供に寄り添って伴走していくというアプローチもあります。



低 緊急度 高

(出典:東京都福祉局 ヤングケアラー支援マニュアル)
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/young-carer.html>



「視聴後に 書きとめよう 話し合ってみよう」 → P12にあるワークシートを活用してみましょう

無防備な窓

テレビで「通り魔事件」の被害者の両親が胸中を語る取材が放映され、ネット上での批判の矛先は「被害者に問題がある」と発言した方へ。拓海は、自分の発言を思い出し呆然とする…。

※講座の受講者の中に被害の当事者がいることがあり得ます。配慮が必要です。



あらゆる分野で急激に情報化が進んでいる現代においては、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNSや動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わるという特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

(出典:東京都総務局人権部)
https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/mienna/kadai_10/index.html



インターネットによる人権侵害 解説者



藤川 大祐さん

千葉大学教育学部長
 教育現場の
 メディアリテラシーに詳しい

ソーシャルメディアでの誹謗・中傷、人権侵害はなぜ起こるのか

SNSでは、匿名のアカウントをつくり、日常の自分とは違う役割を演じ、日常生活では言わないようなその場の雰囲気に乗った発言をしやすくなる

SNSの誹謗・中傷には悪意を持ったひどいものもあるが、悪意はなく、不用意な発言から誰かを傷つけてしまうことも多い

特に顔が見えないとハードルが低くなり、不用意に相手を攻撃してしまうことが多くなる

インターネットでの誹謗・中傷は厳罰化の方向に

【名誉毀損罪】「公然と事実を摘示し、人の名誉を棄損した」場合 → 3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金刑

【侮辱罪】「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した」場合

→ 1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料（以前より厳罰化）

【プロバイダ責任制限法改正（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）】

→ プロバイダへの発信者情報の開示請求から判明までにかかる時間が、効率化によってより迅速化された

インターネットによる人権侵害

- SNS等に他人の写真や動画を無断で公開するといったプライバシーの侵害
- 特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み
- 保護者や教員の知らない非公式サイトや無料通話アプリ等を使った子供同士のいじめ
- 未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭う
- インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント
- 同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等

これらが深刻な問題となっています。インターネットの利用に当たっては、他者の人権への配慮に心がけるとともに適切な情報セキュリティ対策をとることが大切です。

(出典:東京都総務局人権部
 東京都の人権課題)
https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/mienna/kadai_10/index.html



被害にあったら

掲示板やSNSであれば、被害者は、その運営者（管理人）に削除を求めることができます。さらに「プロバイダ責任制限法」という法律などにより、被害者は、プロバイダやサーバの管理・運営者などに対し、人権侵害情報の発信者（掲示板やSNSなどに書き込んだ人）の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになっています。

<証拠をとる>

開示請求や削除依頼を行う際には、証拠として保存するために、メールや文書で行うとともに、誹謗・中傷等にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲示板のURLやアドレスを控え、該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

(引用:政府広報オンライン
 インターネット上の人権侵害に注意！)
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>



<相談する>

面接による相談、電話での相談、メールやSNSを使った相談など東京都や法務局、警視庁が受け付けているいろいろな相談窓口があります。

「視聴後に 書きとめよう 話し合ってみよう」 → P12にあるワークシートを活用してみましょう

ワークシート

視聴後に 書きとめよう 話し合ってみよう

進め方の一例

- ①視聴後に個人でワークシートに自分の考えを書き込む
- ②隣の席の人や2、3人のグループで気付いたことを発表し合う
- ③全体で共有する

- このワークシートは学習の補助として
拡大コピーして配布資料などにご活用ください。
- DVDにデータとしても収録しています。
(氏名記入欄『あり』と『なし』の2種類収録)

「教材を活用して話し合いをする際の注意事項」

講座の受講者の中に、この教材で扱っている人権課題の当事者がいることがあり得ます。進行役や指導者は学習を進める際にそうしたことを念頭に入れて、配慮する必要があります。(性犯罪を含む犯罪の被害に遭った経験がある人、家族が犯罪被害に遭った人、ヤングケアラー、インターネットによる人権侵害など)
話し合いの際には、最初にルールを決めて説明するなど学習者が安心して学べる環境づくりを心掛けてください。

※右ページの4つ目の質問事項を作成して活用して下さい

Q あなたがビデオを見て印象に残った言葉は何ですか？
またそれはなぜですか？

A

Q あなたがビデオを見て気付いたこと、学んだことは何ですか？

A

Q ビデオを見て、自分ができることは何だと思いましたか？

A

Q

A



DVDの視聴方法

DVDには

「全編再生」と「オープニング エンディングを含む2つのテーマ」それぞれの再生ボタンがあります。必要に応じた視聴が可能です。

全編再生 **36**分

《テーマごとの再生》

犯罪被害者やその家族の人権・インターネットによる人権侵害

(オープニング エンディングを含む)

約**25**分

ヤングケアラー

(オープニング エンディングを含む)

約**16**分

※エンディングでは「ヤングケアラー」のドラマのその後が描かれます。

人権ビデオライブラリー

これらの施設では、様々な人権課題を取り上げた視聴覚教材がそろっていますので、研修会等を企画する際にご活用ください。

●東京都教職員研修センター（人権教育資料センター）

〒113-0033 東京都文京区本郷1-3-3

TEL:03-5802-0306

<https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/08ojt/jinken/index.html>



●東京都人権プラザ（図書資料室）

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6 芝256 スクエアビル2階

TEL:03-6722-0123

<https://www.tokyo-hrp.jp/plaza-library-index.html>



●人権ライブラリー（公益財団法人 人権教育啓発推進センター・併設）

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL: 03-5777-1919

<https://www.jinken-library.jp/>



紙資料用データ

このDVDには、通常の映像データとは別に、プリントアウトして活用できる紙資料用データも含まれています。視聴後、こちらの資料をご活用ください。

●この活用の手引の見開きデータ

●ワークシート

●関連情報

・人権関係のホームページ

・本教材ビデオ制作上の参考資料（人権課題）

※このDVDの作成に当たって参考にした省庁や東京都の関連部署等を掲載しています。

紙資料用データのダウンロード方法

1. パソコンにDVDを入れ、フォルダソフトからDVD名「R5_TOKYOTO」を選択し、開く。
2. 「紙資料用データ」のフォルダを開き、格納されているPDFデータから必要な書類を選択し、活用する。

このDVDに関するお問合せ

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

TEL 03-5320-6874

窓の向こうへ

わたしも あなたも大切なんだ